

送迎
無料

選挙時における 高齢者等投票支援のご案内



利用するには、まずは **利用登録** が必要です！
(随時申込中)

投票の際に、自宅と投票所をタクシーで送迎する支援事業です。高齢者など投票所までの移動にお困りの方はぜひご利用ください。対象者には「投票支援助成券」を交付します。



■対象者

各種選挙における筑西市の選挙人名簿に登録があり、下記の①、②の**いずれにも該当する方のみで構成される世帯の方**が対象となります。

※不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)している方や郵便等投票証明書の交付を受けている方は対象ではありません。

①投票する日に市内に居住している人で、次のいずれかに該当している方

- ・満70歳以上の方
- ・要介護認定を受けている方
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・自立支援医療費を受給している方
- ・障害年金を受給している方
- ・特別障害給付金を受給している方
- ・運転免許証を自主返納している方

②移動について、次のいずれかに該当する方

- ・タクシーまで自ら移動ができる方
- ・タクシーまで自ら移動が困難な場合に、自宅及び投票所においてタクシーまでの移動を介助(介護)する方が同伴できる。

■助成内容

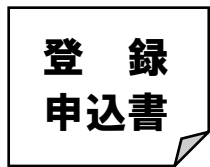
自宅から投票所間の往復のみのタクシー利用料金の全額を助成します。

※期日前投票期間には利用できません。

※自宅と投票所間以外の場所への利用はできません。

■助成券の登録申込から利用までの手続き

①登録申込書を提出



登録
申込書



登録申込書を総務課、各支所、川島出張所へ直接窓口又は郵送で申し込んでください。

※申込書は、本庁・各支所・川島出張所にあります。
(市のホームページからもダウンロード可)

※申請者は**世帯主**です。

※各種選挙期日の**4日前まで**に申請してください。
(**郵送必着**)

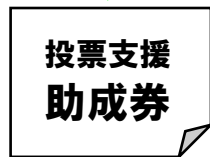
申込先

筑西市役所総務課

〒308-8616 筑西市丙360番地

電話 24-2178

②助成券が届く



投票支援
助成券

一度登録すれば、次回の選挙からは申込をしなくても、助成券が届きます。

申し込みの内容に変更があった場合は、連絡してください。

③タクシーを手配



下記の利用できるタクシー会社で、タクシーを手配してください。

投票日当日のタクシー予約受付時間は**午後4時まで**です。

④投票する日にタクシーで投票所へ



助成券は、タクシー乗車時に運転手に渡してください。

※期日前投票期間には利用できません。

※自宅と投票所間以外の場所への利用はできません。

■利用できるタクシー会社

会社名	でんわ	会社名	でんわ
川島交通	0120-280-702	改進黨タクシー	0120-242-151
八丁タクシー	0120-250-337	下館ゴータク	0296-24-1511
細谷タクシー	0120-080-136	マルツータクシー	0120-432-163
明野タクシー	0120-178-180	—	—

【問合せ先：筑西市役所 総務部 総務課 電話24-2178】